

令和6年度 滋賀県協同農業普及事業外部評価会議開催要領

1 目的

「滋賀県農業・水産業基本計画」の実現をはじめ、力強い本県農業と活力ある農村の創出を図るためには、協同農業普及事業（以下「普及事業」）の果たすべき役割は大きい。

このため、学識経験者、先進的な農業者、関係団体からなる外部評価委員に、幅広い視点からの評価を実施いただき、より一層効果的かつ効率的な普及活動の展開につなげる。

2 日 時 令和7年1月27日(月) 13:00～17:00

3 場 所 滋賀県庁 新館7階 大会議室

4 評価の対象等

1) 評価の対象

各普及組織における普及指導活動に関すること
(課題・対象の選定、活動手法、目標の達成状況等)

2) 対象の選定

対象となる課題は、普及活動の成果があがった事例(過年度完了含む)を選定する。
課題数は、各農産普及課および農業革新支援部よりそれぞれ1課題とする。ただし、東近江は2課題とする。

5 評価委員

外部評価委員は、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、学識経験者等をもって構成する。

6 会議の進め方

1) 各農産普及課、農業革新支援部は、4の2)で選定した課題について、外部評価委員に対してプレゼンテーションを行い、評価委員から意見を伺う。なお、プレゼンテーションの内容は、①背景、②問題点・課題、③目標、④活動の内容・方法、⑤活動経過、⑥活動の成果、⑦今後の課題を含むこととする。

2) 外部評価委員は、提出調書およびプレゼンテーションをもとに、活動内容、普及手法、結果(成果)等をふまえ4段階評価(A:適正、B:やや適正、C:やや不適、D:不適)とコメントを併用した外部評価シート(様式1および2)を作成する。

7 外部評価のとりまとめ

外部評価の結果は、みらいの農業振興課ホームページ等で公表する。

また、各農産普及課および農業革新支援部は、外部評価の結果を踏まえて、次年度以降の普及指導計画の改善を図るものとする。